

諮問番号：諮問第126号－5外7件

答申番号：答申第126号－5外7件

## 答申書

### 第1 審査会の結論

北九州市八幡西福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却するのが相当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおり。

(1) 物価、とりわけ食べ物の値段が上がって大変である。これまでの切り下げで、食費を削ってきたが、もう限界である。これ以上削るとなると、どこを削ればいいのか。保護費が次々と削られ、近所や友達との葬儀や日常の付き合いが遠くなり、真面に顔が見られなくなった。

日本国憲法（以下「憲法」という。）第25条にいう健康で文化的な最低限度の生活とは、いったいどんなものなのか。私たち生活保護利用者の声、意見を聞かずに切り下げたものは、法律や憲法違反ではないのか。

(2) 生活保護は憲法第25条の生存権を保障する最後のセイフティネットである。本件処分に係る生活保護基準の引下げは、明らかに限度を超えた引下げであり、憲法第25条第1項の生存権の保障、同条第2項の社会保障や社会福祉について国の増進向上義務を全く無視したものである。

処分庁は、生活保護行政は法定受託事務なので、保護基準が変更になったらそれに従うしかないと述べている。しかし、憲法第99条の憲法遵守義務は地方公務員にも課されるため、生活保護行政が法定受託事務であっても、国が定めた基準が憲法に違反すれば、その基準には従うべきではない。

生活保護基準引下げが、法との関係で違法になり、ひいては違憲になる場合、基

準に従って保護支給額を削減することは、法や憲法第 25 条に違反する。

また、生活保護の決定に対しては訴訟もできるが、審査請求を経なければならないとされている。裁判では生活保護基準の変更の適否も争えるのであるから、審査請求でも生活保護基準の変更の適否も審査されなければおかしい。処分庁が従った生活保護基準が憲法に違反しているときには、処分は取り消されるべきである。

- (3) 保護基準の設定は、厚生労働大臣の権限に属するものの、その裁量については、生存権や法の規定によって条件づけられた範囲に限定され、厚生労働大臣が、その範囲を逸脱したり、権限を濫用したりしたときは、保護基準の設定は違憲・違法かつ不当な処分となる。

また、生活扶助基準については、物価の下落局面ではこれを考慮し、物価の上昇局面では考慮しないというのは、きわめて恣意的であって、合理的なものとして正当化できるものではなく、裁量権行使の逸脱・濫用が認められる。

- (4) 本件処分は、職権による保護変更であるため、法上、書面による通知及び当該処分の通知における理由の通知が必要である。また、不利益な行政処分であるため、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 14 条によっても、当該処分の理由の提示が求められる。

ところが、処分庁の生活保護変更決定通知書の保護変更理由として書かれているのは最終金額と「基準改定による」との記載のみであり、生活保護費の減額処分がどのような事実関係に基づき、いかなる法規を適用してなされたのか、なぜその金額になったのかを理解することは困難であり、不服申立てをするかどうかの判断資料にならない。

よって、本件処分は、十分な理由付記を欠く点において、法及び行政手続法に違反し、違法である。

## 2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知及び問答集に沿って適正に行われたものであり、処分に違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

#### 1 本件審査請求を行う法律上の利益の有無について

本件審査請求は、本件処分を超える保護を受けることができないことを不服とするものであることが明らかであり、この点において、審査請求を行う法律上の利益がないということとはできないものと解される。

したがって、審査請求を行う法律上の利益がなく不適法とすることはできない。

#### 2 改正後の「生活保護法による保護の基準」(昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。)が違憲又は違法であることを本件処分の不服の事由とすることができるかについて

保護基準は法規命令と解されているところ、審査庁は行政機関であり、裁判所が持つ法令審査権を有しないから、法規命令が違憲又は違法であるとして、処分の違法を判断することはできないものと解される。よって、本件審査請求においては、改正後の保護基準が違憲又は違法であることを本件処分の不服の事由とすることはできない。

#### 3 本件処分に係る生活保護費支給額の算定について

本件処分に係る生活保護費支給額の算定は、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に則って適正に行われており、違法又は不当な点は認められない。

#### 4 理由の付記について

本件処分の通知書には、「基準改定による」と記載されていたことが認められるところ、①生活扶助基準には、年齢、世帯人員等の別に基準額等が具体的かつ詳細に定められており、本件処分の根拠となる告示(令和元年 7 月 17 日厚生労働省告示第 66 号。以下「本件告示」という。)には、そのような生活扶助基準の定めをどのように変更するかが明確に定められていること、②本件処分は、そのような本件告示による生活扶助基準の改定に伴って、改定後の生活扶助基準どおりに生活扶助費を変更するものであり、行政庁に裁量の余地のあるものではないこと、③本件告示は、本件処分前である令和元年 7 月 17 日に既に官報により一般に周知されていること、④本件処分の通知書には、本件告示による改定後の生活扶助基準額が記載されていることなどからすると、前記の「基準改定による」との記載がされた通知書を受けた被保護者としては、本件処分前の通知書と本件処分の通知書を比較するなどの方法によって、本件処分の内容及び根拠を了知し得るといえることができる。よって、本件処分の通知書に記載された理由の程度をもって、理由の付記に欠けるところはないというべきであり、本件

処分の理由の付記について、違法又は不当な点はない。

その他、本件処分について、違法又は不当と判断すべき点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

#### 第 4 調査審議の経過

令和 3 年 6 月 23 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 3 年 8 月 5 日及び同年 9 月 9 日の審査会において、調査審議した。

#### 第 5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件処分の前提である保護基準が法に反すると主張するが、保護基準は法第 8 条の規定による委任立法であるから、委任した法との関係において重大かつ明白な瑕疵がない限り、当該委任立法をそのまま適用すべきものと解するのが相当であり、そのような瑕疵が存在しない以上、当審査会では、保護基準が適法なものとして扱う。

審査請求人は、保護基準が改定されたことに伴い行われた本件処分は違法又は不当であると主張しているが、本件処分は法令や国の通知に沿って適法かつ妥当に行われたものであって、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

また、審査請求人は、本件処分は十分な理由付記が行われておらず違法であると主張している。本件処分は、保護基準の改正に伴って、当該基準どおりの処分を行うものであり、処分庁による恣意的な判断が介入するおそれはなかったものである。本件処分の生活保護変更決定通知書に記載された「基準改定」という理由は簡潔ではあるものの、保護基準の改定内容は、本件処分以前に告示されており、保護変更決定通知を受けた段階で本件処分の理由は明らかになることから、審査請求人による不服申立ての便宜を損なうものであったとはいえず、本件処分は、法第 25 条第 2 項において準用する法第 24 条第 4 項の要件を欠いた違法又は不当な処分とまではいえない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をし

たことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第 1 のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第 2 部会

委員 小 原 清 信

委員 内 田 敬 子

委員 倉 員 央 幸